

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

本年7月7日、ノーベル平和賞を受賞したICANの貢献などもあり、国連会議において、核兵器禁止条約が、国連加盟国の約3分の2となる122カ国の賛成で採択された。

同条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も、明文上、違法化する画期的な内容となっているほか、核保有国でも核の計画的な廃棄により、条約に参加できることとされている。

本市を初め世界の7,500を超える都市が加盟する平和首長会議は、この条約の採択を「心から歓迎する」とし、また、同会議の国内加盟都市会議は、本年8月23日に、政府に対し、条約の実効性確保などについて要請している。

帯広市は、核兵器廃絶平和都市として「世界唯一の核被爆体験国である日本に住むわたしたちは、広島・長崎の惨禍をくりかえさないよう、全世界にむけ核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えつづける」ことを宣言している。

こうした立場から、国に対し「各国軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議や国際紛争の解決手段として武力行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らし、核兵器のない世界の実現に向け、真摯に努力するよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月18日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣 あて